

日本カヌー連盟

H27年2月20日

カヌースラローム競技規則（JCFルール）

2013年4月改正

第3章 競技会組織および競技規則

第8条 役員及び委員会

- (11) 発艇員(スターター)
 - (17) 検艇員(ポートコントローラー)
 - (18) 安全主任(安全員、救助員)(セーフティオフィサー)
- カナ表記はICFルール

- 2 役員は(19)、(20)、(21)、(23)、(25)、(26)を除いて連盟公認審判員でなければならない。
尚(3)、(4)、(6)、(7)、(8)はJ級審判員が望ましい。

第14条 競技

- 1 2回の漕行を行う場合は、スコアの良い方の成績を採用する。
主催者は予選、準決勝、決勝を行う事が出来る。その場合の準決勝の発艇は予選の成績の逆順とし、
決勝の発艇は準決勝の成績の逆順とする。
- 2 準決勝及び、決勝ではコースのバランスが保たれているかぎり、コースを変更しても良い。
- 3 チーム種目は漕行を1回とすることができる。

第18条 監督への通達及び会議

- 1 各監督へ競技開始の少なくとも5時間前迄に次の事項について書面で通達しなければならない。
 - (1) 発艇順序表
 - .
 - .
 - (13) アンチドーピングコントロールの場所(必要な場合)
- 2 監督会議は競技開始前の適切な時間に行うものとする。
 - (1) 選手に対する追加指示について
 - (2) コースの承認結果について(報告)
 - (3) 参加に対する変更及び棄権について

2015年4月改正

第3章 競技会組織および競技規則

第8条 役員及び委員会

- (11) 発艇員(スタートジャッジ)
 - (17) 検艇員(イクイップメントコントローラー)
 - (18) 安全主任(安全員、救助員)(ウォーターセーフティオフィサー)
- カナ表記はICFルール

- 2 役員は(19)、(20)、(21)、(23)、(24)、(25)、(26)を除いて連盟公認審判員でなければならない。尚(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(15)はJ級審判員が望ましい。

第14条 競技

- 1 日本選手権、ジャパンカップについては第43条、第44条による。また国体については国体特別規程による。
- 2 上記以外の大会は2漕1採方式を原則とする。
- 3 準決勝及び、決勝ではコースのバランスが保たれているかぎり、コースを変更しても良い。
- 4 チーム種目は漕行を1回とすることができる。

第18条 監督への通達及び会議

- 1 監督会議は競技開始前の適切な時間に行うものとする。
- 2 監督会議においては次の事項について書面にて説明しなければならない。
 - (1) 発艇順序表
 - .
 - .
 - (13) アンチドーピングコントロールの場所(必要な場合)
- 3 必要に応じて監督を招集することができる。

第22条 ノンストップレーニング

- 1 主催者の判断でノンストップレーニングを行わなくても良い。
- 2 行われる場合は、選手は1回の試漕を行うことができるが、参加しなくてもよい。
- 3 主催者は、試漕が妨害なしに行われることを保証しなければならない。
ノンストップレーニングは、次の事項を必要とする。
 - (1) 主な競技役員が配置され、コースの状況が完成されていること。
 - (2) 区間審判員が配置されること。
 - (3) ゼッケンをつけて発艇順に行われること。
 - (4) ルールによって行われること。
 - (5) 安全規則が守られていること。
 - (6) 安全員が配置されること。
 - (7) 各ゲートの通過は1回のみとする。ただし、2つのゲートがコンビネーションをなすものである時は、最終監督会議で公表される。その時は2度の通過が許されることがある。
 - (8) ノンストップレーニングは、脱艇してもその地点から再度の試漕が許される。
 - (9) ノンストップレーニングは、パドルを破損しても外部からの援助でパドルを交換することが許される。

第27条 ゲート標識

- 1 ゲートは吊り下げられた1本又は2本のポールでなり、ダウンストリーム用は緑色と白色のリング状に塗られ、アップストリーム用は赤色と白色のリング状に塗られる。
2種類とも最下段は、白色とし、各リングの長さは20cmである。
各ポールの最下端に2cmから2.5cmの黒い帯を巻く事。
ポールが1本のゲートの場合、もう1本のポールはゲートラインを明確にする為、川岸に設置される。
- 2 ポールが2本のゲートの幅は最小1.2m、最大4.0mとする。ポールは丸い棒で長さ1.6mから2.0mで直径は3.5cmより5cmの間とし、風で過度に動くことがない程度の重量を有するものとする。

第28条 漕航

- 4 艇のゲート漕航の始まりは、次の場合に行われたものとする。
 - ・艇、選手の身体またはパドルが、ゲートポールに触れた場合。
 - ・選手(C-2では一方の選手)の頭の一部が、両ゲートポール間を結ぶ線(以下ゲートラインと呼ぶ)を切った場合。

第22条 ノンストップレーニング

- 1 ノンストップレーニングは主催者の裁量で実施の可否を決めることができる。
- 2 ノンストップレーニングは原則として大会と同じ条件で行わなければならない。
- 3 行われる場合は、選手は1回の試漕を行うことができるが、参加しなくてもよい。

第27条 ゲート標識

- 1 ゲートは吊り下げられた~~1本又は~~2本のポールでなり、ダウンストリーム用は緑色と白色のリング状に塗られ、アップストリーム用は赤色と白色のリング状に塗られる。
2種類とも最下段は、白色とし、各リングの長さは20cmである。
各ポールの最下端に2cmから2.5cmの黒い帯を巻く事。
~~ポールが1本のゲートの場合、もう1本のポールはゲートラインを明確にする為、川岸に設置される。~~
- 2 ~~ポールが2本の~~ゲートの幅は最小1.2m、最大4.0mとする。ポールは丸い棒で長さ1.6mから2.0mで直径は3.5cmより5cmの間とし、風で過度に動くことがない程度の重量を有するものとする。

第28条 漕航

- 4 艇のゲート漕航の始まりは、次の場合に行われたものとする。
 - ・艇、選手の身体またはパドルが、ゲートポールに触れた場合。
 - ・選手(C-2では一方の選手)の頭の一部が、両ゲートポール間を結ぶ線(以下ゲートライン(※)と呼ぶ)を切った場合。
 - ※ ゲートラインとは、2本のポールの底部の外側の角(カド)から垂直に下ろした水面上の2点を結んだ線を指す。

第29条 ペナルティー

4 50ペナルティー秒

- (1) 1つのゲート(1ポールあるいは2ポール)に触れて、しかも正しい漕航が行われない場合。
 - (2) 通過を行うために、ゲートを故意にプッシュした場合。
(選手の身体または艇が、正しく漕航し、正しい状態にある時、故意にプッシュしたとはみなさない)
 - (3) 頭(C2では、2人の選手のうち1人の頭)が転覆の状態ですべてゲートラインを切った場合。
転覆の定義は32.1条による。
 - (6) チーム種目では、全艇が15秒以内に決勝線を通過しなかった場合。
 - (7) 艇の一部がポール間のラインを切らないで、頭の一部がポール間のラインを切った場合。
- 5 ゲートに触れずに、単にアンダーカットされた場合は、ペナルティーは課せられない。
- 6 ポールに触れることなく、ゲート漕航が繰り返されても、選手の頭のいかなる部分が、ポール間を結ぶ線を切っていなければ、ペナルティーは課せられない。
- 7 いかなるゲートにおいても、一艇に課せられるペナルティー50点が最大である。
- 8 いかなる疑いも、証拠不十分の場合は、常に、選手にとって有利に解釈されなければならない。

第36条 抗議

- (1) その後、チームの監督は抗議を文書で出さなければならない。それは最終選手の成績公式掲示後20分以内に提出しなければならない。審判部長はチームの監督からの抗議供託金を5000円受け取る。この供託金は、抗議が成立し認められた場合には返済する。抗議を撤回するか不成立で認められなかった場合

第4章 特別ルール

第43条 日本選手権の特別規定

1 競技種目

日本選手権の競技種目は以下の通りである。

個人種目: 女子K1、男子K1、女子C1、男子C1、女子C2、男子C2

チーム種目: 女子K1×3艇、男子K1×3艇、女子C1×3艇、

男子C1×3艇、女子C2×3艇、男子C2×3艇

2 参加選手

参加選手は当該年度のナショナルチームの選手、ジャパンカップ最終戦の上位者及び最終のジャパンカップランキング上位者から大会要綱に示す人数を参加者とする。

第29条 ペナルティー

4 50ペナルティー秒

- (1) 1つのゲート(1ポールあるいは2ポール)に触れて、しかも正しい漕航が行われない場合。
 - (2) 通過を行うために、ゲートを故意にプッシュした場合。
(選手の身体または艇が、正しく漕航し、正しい状態にある時、故意にプッシュしたとはみなさない)
 - (3) 頭(C2では、1人又は2人の選手の頭)が転覆の状態ですべて正しい方向でゲートラインを切り正しいやりなおしをせずに、次のゲートの漕航を開始した場合。
 - (6) チーム種目では、全艇が15秒以内に決勝線を通過しなかった場合。
 - (7) 頭の一部が正しい方向でゲートラインを切り(艇の位置に拘らず)正しいやりなおしをせずに、次のゲートの漕航を開始した場合。
- 5 ゲートに触れずに、単にアンダーカットされた場合は、ペナルティーは課せられない。
- 6 ポールに触れることなく、ゲート漕航が繰り返されても、選手の頭のいかなる部分が、ゲートラインを間違った方向に切っていなければ、ペナルティーは課せられない。
- 7 いかなるゲートにおいても、一艇に課せられるペナルティー50点が最大である。
- 8 いかなる疑いも、証拠不十分の場合は、常に、選手にとって有利に解釈されなければならない。

第36条 抗議

- (1) その後、チームの監督は抗議を文書で出さなければならない。それは最終選手の成績公式掲示後20分以内に提出しなければならない。審判部長はチームの監督からの抗議供託金を10,000円受け取る。この供託金は、抗議が成立し認められた場合には返還する。抗議を撤回するか不成立で認められなかった場合

第4章 特別ルール

第43条 日本選手権の特別規定

1 競技種目

日本選手権の競技種目は以下の通りである。

個人種目: 女子K1、男子K1、女子C1、男子C1、女子C2、男子C2

チーム種目: 女子K1×3艇、男子K1×3艇、女子C1×3艇、

男子C1×3艇、女子C2×3艇、男子C2×3艇

2 参加選手

前年度のシニアのナショナルAチームと前年度のジャパンカップランキング上位者、及び日本選手の予選会で選考された選手から大会要綱に示す人数を参加者とする。

第44条 ジャパンカップの特別規定

ジャパンカップは基本的にA,B決勝方式とし、下記規程によるものとする。

(1) 1漕目は全員参加による漕航とする。その発艇順番は前年度のランキングの逆順を原則とする。

(2) 1漕目の成績の上位者で下記に示す艇数をA決勝への選出数とする。

男子 K-1	10 艇
女子 K-1	5 艇
男子 C-1	5 艇
女子 C-1	3 艇
男子 C-2	3 艇

1漕目で同一記録となった場合は、同着として処理するが、その場合A決勝に進む艇数が増える可能性がある。同着の場合の発艇順は1漕目の発艇順による。

(3) 2漕目はB決勝、A決勝の順で試合を行なう。夫々の発艇順は夫々の1漕目の成績の逆順とする。

(4) 2漕目の成績に基づき順位が付けられる。この時1漕目の成績は考慮されないが、2漕目で同着が出た場合は1漕目の成績の良いほうを上位者とする。

(5) 総合成績はA決勝の最下位の選手のあとにB決勝のトップの選手が続く事で順位付けされる。2漕目でB決勝の上位者がA決勝の下位者の成績を上回っても、B決勝の選手の順位はA決勝の選手の上を回らない。

(6) A決勝でDNS,DSQ-R,DSQ-Cの選手が出た場合はB決勝の選手を繰り上げて順位付けを行なう。

(7) A,B決勝でDNS,DSQ-R,DSQ-Cの選手が出た場合は順位が付かない。

(8) ランキングはA,B決勝の総合成績により従来通り計算される。